



おかげさまで
.....
利用件数
31
.....
万件
突破!

TKCモニタリング情報サービス通信

金融機関と税理士の連携により地域経済の力強い回復を支援しましょう！

「TKCモニタリング情報サービス」決算書等提供サービス利用状況(個人事業者を含む)



Vol.53

- 地域「事業者支援態勢」の中核を税理士に担ってほしい
- 令和4年「金融機関トップ対談」
- ポスコロナ事業推進の追い風を生かそう!
- 12部門の予実管理を徹底し新規事業に果敢に挑戦

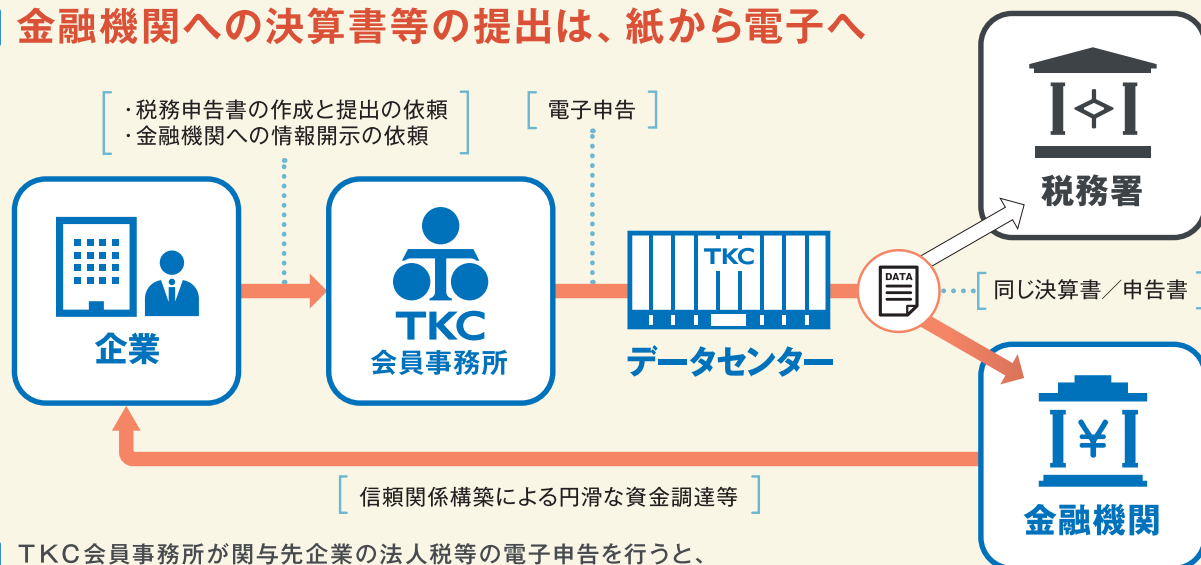
TKCモニタリング情報サービスとは

TKC モニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。



企業と金融機関の信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム
TKCモニタリング情報サービス

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した内容と同じ決算書・申告書等が、自動的に金融機関へ開示されます。

©TKC2019

特許取得済 第6375425号、第6419378号

TKC モニタリング情報サービスの内容

◎決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

◎月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

TKC モニタリング情報サービスは特許を取得しています

◎【特許第6419378号】取得日:平成30年10月19日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステム

◎【特許第6375425号】取得日:平成30年7月27日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステムの認証方法

■元金融庁参与・地域の魅力研究所代表理事 多胡秀人氏のブログから

『TKC会報』2022年8月号の遠藤俊英元金融庁長官と坂本孝司TKC全国会会長との対談記事(※)を引用し、地域密着型金融の徹底、さらには外部専門家との連携の重要性について、元金融庁参与の多胡秀人氏がご自身のブログで訴えられています。

(SCG営業本部)

※次頁に掲載

◎2011を振り返る～外部連携もしっかりと記載 (令和4年8月19日付ブログ本文から)

リーマンショックによる中小企業金融円滑化法、緊急保証制度、そこに東日本大震災。

そういう時代に中小企業金融・地域金融にかかわる金融庁の監督指針が改正されました(2011年5月)。

当時、金融庁の幹部の方に伝えたことは、「2003年から行われている地域密着型金融(リレバン)の取り組みを属人的ではなく、組織的かつ継続的なものとする」としたが、このことは監督指針の改正に反映されました。

金融庁のホームページの金融審議会の資料の中に、監督指針改正(2011)の概要がありますが、

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/w_group/siryoku/20111014/04.pdf

地域金融機関への監督にあたっての基本的考え方として、

「地域密着型金融をビジネスモデルとして確立」

とあり、その一本目の柱として、次のように書かれています。

→「自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、

中長期的な視点に立って**組織全体として継続的に推進]**

もう一つの柱は、

→「経営陣が主導性を発揮し、推進態勢を整備・充実(本部による営業店支援、外部機関等との連携、職員のモチベーション向上に資する評価、人材育成・ノウハウの蓄積等)」

ですが、**外部機関等との連携**を入れた経緯が、TKC月報最新号の、遠藤さん(もと金融庁長官)とTKC全国会・坂本会長の対談記事の中にあります。

「これまで金融行政の改革が進められてきたわけですが、その起点は、平成23年(2011年)における地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の推進に関する監督指針の改正にあります。当時、中小企業金融円滑化法の期限が迫る中で、地域金融機関がいかにして企業に向き合うべきなのかについて、金融庁内でもさまざまな議論を行っていました。そのときに、金融機関だけで十分な付加価値を地域企業に提供するのには限界があり、外部専門家の方々の力を借りなければ難しいのではないかという仮説のもと、実態を調べてみることにになりました。私は地域金融担当の監督局審議官で、数名の課長補佐クラスの若手でチームを作って一緒に全国各地を回りました。その結果、地域企業のサポートに優れた金融機関は、その地域における優れた外部専門家の方々と上手く連携していることがわかりました。つまり、税理士をはじめ中小企業診断士や商工会議所の経営指導員の方々など、高い志をもって地域企業のために努力されている優れたキーパーソンとネットワークを築いていたのです。」

ポストコロナに向けての中小企業金融・地域金融が問われている今、2011年を振り返ることで、改めて地域密着型金融の徹底、さらには外部連携を駆使した「総力戦」の重要性を痛感します。

ところで、

2011年との違いは、

～小規模事業者の痛手が大きいこと、

～金融機関の現場力が落ちていること、

～金融機関の体力(含み益)、収益力が低下していること、

～そしてゼロゼロ融資等による全額保証の急増で地域最大の信用リスクを抱えることになった信用保証協会がキャッシングボードをにぎっていること、

～その信用保証協会は2018年の信用補完制度の見直しで経営支援業務の重要度が増したこと、

です。

信用保証協会の経営支援業務の二極化現象については、旅芸人ブログで何度も触れていますが、標榜しても実行の伴わない信用保証協会はなぜ覚醒しないのか!!



多胡秀人氏のブログ

多胡秀人(たごひでと)、「芸のない旅芸人」の独り言





地域「事業者支援態勢」の 中核を税理士に担ってほしい

坂本孝司

TKC全国会会長

遠藤俊英

ソニーグループ(株)シニアアドバイザー
元金融庁長官

金融庁は本事務年度金融行政方針において「事業者支援態勢構築プロジェクト」を打ち出し、地域金融機関に対して税理士等との連携による踏み込んだ中小企業支援を求めている。ソニーグループ(株)シニアアドバイザーで元金融庁長官の遠藤俊英氏と坂本孝司TKC全国会会長が、コロナを乗り越え力強い経済回復を後押しする両者連携の方向性を熱く語り合った。

■進行：TKC全国政経研究会事務局長 内藺寛仁

■とき：令和4年7月4日(月) ■ところ：TKC東京本社

photo：小坂直樹

20代後半で米子税務署長に就任 地域経済とマネジメントを学ぶ

——遠藤さんに坂本会長と対談いただくのは、平成30年と令和元年に続いて今回で3度目となります。

坂本 お久しぶりです。これまでと変わらず精力的に活躍されているようですね。本日も、高所大所からお話を伺えればと思います。

遠藤 こちらこそどうぞよろしくお願います。

——あらためて、遠藤さんの人となりをお伝えするために、自己紹介していただきたいのですが、官僚を目指した理由からお聞かせくださいますか。

遠藤 私は、1982年に東大法学部を卒業して当時の大蔵省（現財務省）に入省したわけですが、特段立派な大志を抱いて役人になろうとしたわけではないんです。どちらかというと、民間企業に勤めようと思っていました。私の父は山梨県の甲府で祖父の営む青果市場を引き継ぐまで商社マンをしていたものですから、私も大学を出たら商社マンを目指そうかなという憧れがありました。ただ、当時、大蔵省と通商産業省（現経

済産業省）という二つの日本を代表する官僚組織は、きつとすごいところなのではないかと関心を持っていたんです。

坂本 それには何か理由があったのですか。

遠藤 いまの若い人はあまり知らないかもしれませんが、当時、『官僚たちの夏』という城山三郎の小説を読んでいて、あんなダイナミックな仕事を自分もしてみたいという気持ちがありました。実際、大蔵省や通商産業省の先輩と面談すると、仕事は激務ではあるけれども、将来への夢を語っていたし、日本経済は自分たちが支えているんだという自負もありました。そういった環境の中でいろいろ教えてもらいながら一緒に働いていけるのは、とても面白そうだなと感じました。

坂本 当時、大蔵省に入るキャリアの皆さんは、若くして地方の税務署長に就任するということがありましたか、遠藤さんはどこかに行かれていたのですか。

遠藤 いまはその制度は廃止になりましたが、私は、昭和63年から平成元年にかけて、鳥取県の米子税務署に行かせてもらいました。20代後半の若造でしたが、税務署長ですから、地元経済界の重鎮の方々と話をする機会もたくさん

あって、すごく濃密な経験をさせてもらいました。皆さん、地元のことをいろいろ教えてくださって、そういう交流を通じて「そうか、地方経済というものは、こういう方々が中心となって支えて回っているんだな」ということが身に染みてわかるようになりました。

坂本 その後のお仕事にも生きてきそうな経験だったのですか。

遠藤 そうなんです。地方活性化のための政策を考えるにしても、制度を作る、あるいは予算を措置するといったことを、とかく頭だけで考えてしまいがちです。そうではなくて、その地方の方々の顔や現場のことを実際に思い浮かべながら、こういう政策を講じたら彼らは一体どのようなに評価するだろうかと具体的にイメージできるかどうかが重要だと思っております。

他にも税務署長のときに学んだことがあります。当時、署内には100人程度の職員がいたのですが、特に、中堅や若手にやる気をもって仕事をしてもらうにはどうすればよいか、責任あるトップとして必死に考えなければならなかったわけです。そうした組織のマネジメントを若くして経験できたことも、私にとって非常にありがたかったですね。

金融庁改革の一環として

若手職員のアイディアを政策に活かす

坂本 初めてお目にかかったのが監督局長をお務めするときだったこともあって、私には遠藤さんといえば金融庁という印象がとても強いのですが、金融庁でお仕事をされるようになった経緯を教えてくださいませんか。

遠藤 それは歴史のいたずらみたいなものなんです。金融庁は、金融不祥事や金融危機などを契機とする財金分離（国の金融当局は財政当局からの独立性を保ちながら金融行政を行うべきだとする考え方）のため、大蔵省から金融監督部門が分離して生まれた組織です。当初は金融監督庁といたしましたけれども、ちょうど分離した1998年から4年間、私はアメリカに本部がある国際通貨基金（IMF）に大蔵省から出向していました。それで2002年に帰国して就任したのが金融庁に属する証券取引等監視委員会の特別調査課長だったということです。

——その後、金融庁では検査局長や監督局長などの要職を経て、2018年に金融庁長官に就任されました。長官として特に力を注がれたことは何ですか。

遠藤

これは税務署長のときの経験にもつながる話なのですが、金融機関に変化を求めるのであれば、自分たちも変わらなければいけないだろうという考えがありました。そのためには、若手や中堅の職員が面白いと思える仕事ができ、やりがいがありモチベーションを高く持つてもらえるような組織にすることが一番重要なのではないかと思っただけで、な取り組みをしました。その中の一つに「政策オープンラボ」の設置があります。どういうものかというと、庁内改革の環境として若手を中心とした職員の新たな発想やアイデアを政策に活かすため、職員自身の本来業務以外にも自主的な政策提案ができるという枠組みです。上司や同僚の評価を気にすることなく発言や行動をしてほしかったからです。これが私の期待以上に成果を挙げています。

例えばアメリカについて、これまでニューヨークのウォールストリートにあるような大手金融機関のことばかり引き合いに出していたけれども、州ごとにあるようないわゆるコミュニティバンクについては何も知らないではないかということ、その研究を始めたチームがありました。彼らがそこで発見したのは、包

括担保法制という仕組みです。要するに、工場や機械、株などに関する個別担保はもちろんあるのですが、それ以外に、借り手を全面的に支えるために経営全体を一つの担保とするという、金融庁が進めてきた事業性評価にも通じる仕組みが法制化されていたのです。いまやこのような仕組みを日本にも導入できるかどうか議論が始まっています。金融庁とともに法務省や経済産業省も検討しています。

坂本 成果が実るといいですね。アメリカといえば、私はいま、職業会計人における独立性概念について研究しているのですが、洋の東西を問わず、諸外国の進んでいる部分を国内の事情に照らし合わせて法制度に活かしていくという考え方は、とても重要だと感じています。

企業の交渉相手から相談相手に 税理士との連携を監督指針に盛り込む

——昨年8月に金融庁から「2021事務年度金融行政方針」が公表されました。その「経営改善・事業再生・事業転換支援等の推進と態勢構築」の項目の中には、地域の関係者として金融機関や信用保証協会などが掲げられ、「税理士」

も最後に明記されています（資料）。

坂本 このように金融行政方針の中に税理士という職業が盛り込まれるのは画期的なことであり、また勇気づけられることでもあります。

遠藤 それは当然のなりゆきです。税理士をはじめとする外部専門家の方々は、地域経済エコシステム^(※)を構築する地域企業の支援関係者として、引き続き金融機関と二人三脚で地域の活性化に努めていただかなければいけません。そのため、これまで金融行政の改革が進められてきたわけですが、その起点は、平成23年（2011年）における地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の推進に関する監督指針の改正にあります。

当時、中小企業金融円滑化法の期限が迫る中で、地域金融機関がいかにして企業に向き合うべきなのかについて、金融庁内でもさまざまな議論を行っていました。そのときに、金融機関だけで十分な付加価値を地域企業に提供するには限界があり、外部専門家の方々の力を借りなければ難しいのではないかという仮説のもと、実態を調べてみることにしました。

私は地域金融担当の監督局審議官で、

数名の課長補佐クラスの若手でチームを作って一緒に全国各地を回りました。その結果、地域企業のサポートに優れた金融機関は、その地域における優れた外部

専門家の方々と上手く連携していることがわかりました。つまり、税理士をはじめ中小企業診断士や商工会議所の経営指導員の方々など、高い志をもって地域企業のために努力されている優れたキーパーソンとネットワークを築いていたのです。

そのときお会いしたある信用金庫の理事長さんとの話がとても強く印象に残っています。融資先企業のニーズをどのように把握されているのか伺ったところ、「顧問税理士さんに協力してもらっている。われわれ信金は、融資先企業から見れば「交渉相手」で税理士さんほど社長さんと本音ベースの話はできない。だから、いざというときには、相談相手である顧問税理士さんとよくコミュニケーションを取りながら、タッグを組んで対応しながらわれわれも交渉相手から相談相手になれるよう努力している」という答えでした。このようなヒアリングの結果を監督指針の中に初めて盛り込んだわけです。

坂本 そのような方針を示していただいたおかげで、金融機関との関係はだいぶ深まってきました。先般、栗田照久監督局長と対談させていただいたのですが、

その折に栗田局長は、認定経営革新等支援機関である金融機関や税理士等が連携

■金融庁「2021事務年度 金融行政方針」（2021年8月）より抜粋

- 1. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする
- 2. 地域経済再生のための取組み

(1) 経営改善・事業再生・事業転換支援等の推進と態勢構築

ワクチン接種の進捗等により、経済活動は徐々に活性化していくことが期待されるものの、コロナの影響と売上の回復の行方は個々の事業者により様々だ。特に、資金繰り支援にとどまらない経営課題に直面する事業者に対しては、地域に根差した金融機関が中心となり、地域・業種の特性も勘案し、経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを進めていくことが必要だ。

このため、地域の関係者（金融機関、信用保証協会、商工団体、地方公共団体、中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構（REVIC）、税理士等）と連携・協働し、実効性のある事業者支援態勢の構築・強化を通じて、経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを一体的かつ包括的に推進していく。具体的には、財務局において、経済産業局と連携し、こうした地域の関係者と協議の上、都道府県ごとに事業者の支援に当たっての課題と対応策を関係者間で共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進する。その際、必要に応じて支援や相談の軸となる中核機関を特定するなど、個々の事業者が適切な地域の関係者から支援を受けられる態勢となっているか確認する。

（下線は編集部）



「優良な電子帳簿」と書面添付制度は 中小企業金融の円滑化に有効

して中小企業の経営改善支援に取り組む地域ごとの「事業者支援態勢」を構築することが金融行政方針の目玉であると述べられました。また、私からは、この4月に見直された「ポストコロナ持続的発展計画事業」を活用することの重要性についてご提案したところ、栗田局長がすぐさま本事業の活用を全国地方銀行協会や全国信用金庫協会などに対して要請してくださいました。

遠藤 そのような方向性はこれからも変わらないでしょう。TKC会計人をはじめとする税理士の皆さんには、ぜひとも地域の「事業者支援態勢」の中核を担ってほしいと思います。

——遠藤さんは長官当時、「経営者保証に関するガイドライン」の定着に向けた書面添付制度の活用について『TKC会報』の中で次のように述べられています。

「ガイドライン上、法人と経営者との関係を明確に区分・分離することが求められているところ、経営者に対してその必要性を認識してもらおうほか、書面添付制度の活用等を通じてその実態を保証するといった形で、税理士が経営者と金融機関の橋渡しを行うことにより、ガイドラインの浸透・定着が促進することが期待される。」（『TKC会報』2019年1月号提言）。

坂本 心強いご提言です。

書面添付制度はわれわれ税理士が「申告書の適法性等の保証に加えて、その基になった決算書の信頼性を保証する」ということで、いわば資格をかけて実施しているものですから、国税だけではなく、融資の経営者保証解除などを含めて、中

小企業金融にもさらに活用していただきたいと考えています。

遠藤 経営者保証の問題については、随分前から議論されていて、いまご紹介があったように、ガイドラインもしっかりと示されています。しかし、経営者保証を解除するための基準をどのように実施していけばよいのかというと、多くの人たちが納得できるように実績を積み重ねるしかありません。

坂本 金融商品取引法監査等は約2万社（2021年11月時点）という状況の中で、税理士法に基づく書面添付制度は約26万社（2021年3月時点）、日本の全法人の1割近くに実施されています。このようにTKC会員をはじめ税理士は相当頑張っており、さらに書面添付制度を経営者保証解除等に役立てていく実績を積み重ねていくことが重要だと考えています。

遠藤 書面添付制度は、いわば「税務監査」ですね。地域では税理士さんと税務署というのは、互いに顔が見えている関係でもあるわけですね。その関わりの中で信頼できる税理士さんが税務申告書にお墨付きを与えているのであれば、あえて税務調査をする必要はないと考え



存法では、トレーサビリティ（訂正等履歴）が確保されていない電子帳簿（その他の電子帳簿）が法制化されてしまいました。TKC全国会では、これまで通り、トレーサビリティが確保された「優良な電子帳簿」を圧倒的に増やしながら、その結果、書面添付も増やしていくことを運動方針に掲げています。われわれは

ないかと想像します。法改正にどのような背景や経緯があったのかわかりませんが、何う限り本改正は、税務当局にとっても大きな課題を残すことになるのではと感じます。TKCの皆さんが、「優良な電子帳簿」を圧倒的に普及・拡大することで、それを日本のスタンダードにしていただくことを期待しています。

**迅速な情報開示が企業体質を強くする
MISで経営者の意識が転換された**

るのが自然な流れではないでしょうか。その意味で書面添付制度は、中小企業金融にとっても非常に有効な手段だと思います。

坂本 遠藤さんが指摘のとおり、*liability*（信頼性）に加え、*credibility*（信用力）も重要なため、われわれは書面添付制度のさらなる実践に取り組みつつ、地域の金融機関とのトップ対談や交流会等を通じて、相互理解に努めていくことが重要だと認識しています。

——書面添付制度の基になるのは、日々の適時に正確な記帳（入力）に基づく会計帳簿（電子帳簿含）です。残念ながら本年1月に施行された改正電子帳簿保

最後まで、いつでも改ざんが可能な「その他の電子帳簿」を認めれば「悪貨は良貨を駆逐する」ように、いつまで経っても信頼性の高い「優良な電子帳簿」の普及・一般化は進まないと税務当局に訴えてきましたが、結果惨敗しました。この辺りについて遠藤さんのご所見をお聞かせいただけますか。

遠藤 デジタル化で必要となるのは、ブロックチェーンの基本概念にみられるようにトラックレコード（過去の実績や履歴）を確保し、それを第三者が見ることができるところです。税務執行の観点から、帳簿に履歴が残らないのだとすれば、税の執行もかなり大変になるのでは

——TKC全国会は、中小企業金融を支えるインフラとして「TKCモニタリング情報サービス（MIS）」の推進にも力を注いでいます。MISを使えば、関与先企業の電子申告時に決算書等を取引のある金融機関に対して同時に提供することができず。コロナ下という状況もありましたが、この仕組みが金融機関から大いに評価されて、この3月末に利用申込件数が30万件を超えています。

遠藤 それはすごいですね。どれくらいの金融機関が利用しているのですか。
——現在、476の金融機関にご利用いただいています。

坂本 MISが急速に普及したことに



よって、これまで決算書等を金融機関に対してオープンにするのを躊躇っていた多くの経営者の意識転換がかなり図られました。この前向きな変化はこれからの中小企業支援において非常によい影響をもたらすと考えています。

遠藤 私は、その情報が自社にとってプラスでもマイナスでも開示することによって企業の体質は強くなると思っています。おそらく情報開示を躊躇する経営者は、そこに悪い数字があった場合、取

引が不利になるのではないかと恐れているのでしょうか。しかしそれはまったく違います。正直に示された情報を受け取った側は、そのことを高く評価すると思います。特に、誠実に向き合おうとしています。

る金融機関であればなおさらです。悪い情報も含めて、それらを克服するため一緒に経営改善していきましょうという話になるにちがいません。

坂本 そうなるように、さらにMISを通じて、決算書だけでなく半期、四半期または月次で試算表を金融機関と共有して、情報の非対称性を解消することに努めていきたいと思っています。

民間の前向きな働きの先にある地域活性化に伴走してほしい

——ところで、遠藤さんは金融庁長官をご退任後、現在、ソニーグループ(株)シニアアドバイザーなど、各社顧問としてご活躍ですが、その点についてお聞かせください。

遠藤 おかげさまで、複数の企業に関わって、それぞれミッションが与えられて仕事をしているわけですが、共通しているのは、組織を強くするにはどうすればいいかという問題に向き合っているという事です。そのポイントはやはり中堅・若手社員です。組織の中で中堅・若手社員がいまどういうことで悩んでいて、どうすればそのモチベーションを高める

ことができるのかという問題で多くの経営者は悩んでいます。ですから、私は、経営者と中堅・若手社員とのつなぎ役のような立場でアドバイスをさせていただいています。

また、中小企業とは離れますけれども、コーポレートガバナンスが組織内においてどのように働いているかなども具体的にわかるので、自分にとってそれがとても勉強になっています。

坂本 経営者に対し、ズバツと単刀直入に問題点を指摘されるのでしょうか、遠藤さんを顧問に迎え入れた経営者の方々は懐が深くてご立派ですね。

遠藤 こんなはずじゃなかったと思われるかもしれませんが(笑)。やや言いすぎたかと反省することも多いです。

——TKC全国会では向こう3年間の運動方針として「未来に挑戦するTKC会計人——巡回監査を断行し、企業の適正申告と黒字決算を支援しよう！」を掲げ、その具体策である「優良な電子帳簿を圧倒的に拡大する」「租税正義の守護者となる」「黒字化を支援し、優良企業を育成する」という3本柱の実現に力を注いでおります。

坂本 つまり、コストカットによる利

益創出ではなくて、中小企業の付加価値を伸ばす運動に転換しようという取り組みなのです。ここでいう付加価値（限界利益）とは、人件費・減価償却費・金融費用・経常利益などを加算した、企業が新たに生み出した価値の総和を指します。

例えば、人件費は役員や従業員の給料に充てられ、減価償却費は設備投資をしないと生まれず、金融費用は銀行などの返済に回ります。利益を出せば、自社の経営基盤が強くなり、従業員や取引先も喜び、社会もよくなる「三方よし」の経営ができるようになります。そんな経営者のいる中小企業をどんどん増やしたいと思っています。

遠藤 よいサービスや商品を顧客に提供して、その分の収益をしっかりと受け取るというのは極めて重要です。ある西日本信用組合の事例ですが、金融商品は一切扱わず、融資と預金に特化したビジネスモデルで融資の審査は原則3日以内で決裁することで差別化しています。その結果、方針として掲げている預貸率9割超を実現しています。金利は他の金融機関より高いのですが、このスピード重視の経営をトップが率先して実践しています。

坂本 掘り起こせば資金ニーズにはまだ伸び代があるという好事例ですね。——時間も迫ってまいりました。最後に、TKC会員に対するメッセージをいただきたいと存じます。

遠藤 これまでの経験から私は、地域の活性化は行政が生み出すものではなく、民間企業の前向きな働きの前にあるものだと思います。繰り返しになります。地域経済エコシステムにおいて、さまざまなプレーヤーやステークホルダーがいる中で、やはり税理士の皆さんは地域金融機関と同様に極めて重要なポジションにあるということをご認識いただきたいと思います。

そして今日、一貫してお話ししたかったのは、仕事は前向きに面白くないと成果もあがらないし、何より継続できないということ。税理士の皆さんも同様に感じられていると思うんですね。いま目の前にいる関与先企業を徹底的に伴走しながらサポートしようという気持ちで深く関わる。そのことによって、その企業の経営が改善し、さらに成長していく姿を見ることが、税理士の皆さんにとっても、すごくやりがいがあることではないでしょうか。

やりがいを感じながら、厳しい状況下にある中小企業のために、地域金融機関と一緒に伴走していただけるようなTKC会計人の方々が、全国の地域で活躍されることを大いに期待しております。

坂本 遠藤さんと話していて、勇気が湧いてきました。私たちも金融機関との連携をさらに強めて中小企業の皆さんに前向きになってもらえるようなご支援にしっかりと取り組んでまいります。

（構成／TKC出版 内菌寛仁・古市 学）

（※）地域経済エコシステム…ある地域において、企業、金融機関、地方自治体、政府機関などの各主体が、それぞれの役割を果たしつつ、相互補完関係を構築するとともに、地域外の経済主体等とも密接な関係を持ちながら、多面的に連携・共創してゆく関係（金融庁「変革期における金融サービスの向上にむけて」金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成30事務年度））82頁参照

遠藤俊英◎えんどう・としひで

1959年生まれ。山梨県出身。1982年東京大学法学部卒業。金融庁検査局総務課長、総務企画局総務課長、総務企画局参事官（監督局担当）、同局審議官（監督局担当）、同局審議官（企画・市場・官房担当）、検査局長、監督局長等の要職を歴任し、2018年7月金融庁長官に就任。2020年退任後、複数の民間企業の顧問等を務める。

沼津信用金庫・紅野正裕会長との対談

■とき…令和4年4月22日(金)

■ところ…沼津信用金庫本店

中小企業の親身の相談相手を目指して

畑 紅野会長におかれましては、昨年8月に会長にご就任され、おめでとうございます。また、理事長には、鈴木俊一様にご就任され、お慶び申し上げます。

紅野 ありがとうございます。

畑 石塚常務理事におかれましては書面添付シンポジウムにおいて、パネリストとして登壇をいただき、金融機関の立場からTKCモニタリング情報サービス(以下、MIS)と書面添付制度を融資の判断に活用されている事例をお話しいただき、誠にありがとうございます。

石塚 こちらこそお礼申し上げます。

畑 最近ではコロナ禍やウクライナ情勢等、中小企業を取り巻く環境が変化し、顧客ニーズが多様化していると思います。そのような中、昨日の新聞に「ぬましんラボ」開設の記事を拝見しました。

紅野 「ぬましんラボ」は、東名高速道路の沼津インター近くにある山梨を地

盤とするスーパーの旧イトインスペースに開設しました。職員がデジタルコンシェルジュとして地域密着型のふれあいを通じて、新しい顧客層の開拓を目的として開設しました。また、中部横断自動車道が全線開通し、静岡と山梨の流通網が整備され、静岡の食材等を山梨で使ってもらうことで中小企業の支援に結び付けることを視野に入れ開設しました。

畑 我々TKC会員も中小企業の親身の相談相手として、経営者に寄り添い正確な財務情報に基づき、経営改善支援力を入れていきます。紅野会長には、中小企業の支援に向けて、MISの利活用と普及に向けてご協力をいただき、ありがとうございます。コロナ禍で当会との情報交換がままならない状況ですが、改めて連携を強化したいと考えております。

信頼性の高い決算書は月次巡回監査が鍵

紅野 TKC会員の先生方には「ぬま

出席者 (敬称略)

■沼津信用金庫

会長 紅野正裕
常務理事 石塚 賢

■TKC静岡会

会長 畑 義治
副会長 木村治司
窓口会員 中山美砂
事務局長 黒宮和人

TKC静岡SCGサービスセンター長
仲山茂和

しん塾」においてお世話になり、勉強会やセミナーを通じて会員先生方と知りあうことで、中小企業の支援に結びついたりと感じています。コロナ禍で先生方との情報交換会や勉強会が途絶えたので再開したいですね。

木村 勉強会は20年以上も前から開催していたと記憶しています。

畑 以前お話しをさせていただいた職員向けの勉強会の開催をご提案します。

木村 TKC全国会では今、金融機関行職員の方々向けのテキスト『決算書の信頼性の見極め方』(TKC全国会中小企業支援委員会編著)をもとに不適切会計の排除と決算書の信頼性について勉強会を開催しています。業務で決算書を確認される方と勉強会を開催できれば幸いです。



前列中央沼津信用金庫紅野会長、左隣畑会長、右隣木村副会長
後列右石塚常務理事、左隣中山会員

紅野 コロナ禍においても、MISで信頼性の高い決算書が提供されるのは、TKC会員事務所の所長先生や職員さんが月次巡回監査を実施されていることが担保になっていることを理解しています。

石塚 MISから提供される情報が月次巡回監査から導き出された精度の高い情報であることを前提として、データを活用しています。当庫では、決算書分析ツールとMISを連動させ、当庫独自のチェック機能により、勘定科目の異常値を抽出する機能を持たせています。若手職員には、異常な勘定科目を確認し、その原因を分析するよう育成しています。

コロナ禍も3年目に突入し、赤字が続き手元流動性（資金）が枯渇する中、提示いただいたテキストをもとに決算書を見極める力を養い、職員の育成に努めて、中小企業を支援したいと考えています。

紅野 コロナ禍において、中小企業の生命線でもある「資金」は経済環境下において「血液」と捉えられ、緊急時には「輸血」が必要でした。今後、大切なのは、中小企業が自ら付加価値（限界利益額）を高めて「血液」とも言える「資金」を作り出すビジネスモデルの構築が大切だと考えています。主治医でもある先生方の力をお借りし、正確な財務分析を踏まえ経営計画を立案され、新たなビジネスモデルを展開していただきたい。当庫では『ビジネスマッチングガイドブック』を作成し、経営を後方支援しています。

中小企業支援に向けた連携強化を

石塚 経営計画とえば、時間の経過とともに制度がブラッシュアップされ、国が求めている支援策や補助金は、必ずと言ってよいほど「認定経営革新等支援機関」が必要となっていますね。

畑 そうですね。TKC全国会には、中小企業の存続発展に資する法制度の実現に向け、TKC全国政経研究会が設け

られています。先日、政経研から、コロナ禍で経営に苦しむ中小企業の支援に向けて「ポストコロナ持続的発展計画事業」の見直し提言され、制度が改正されました。ポイントは、過去に制度を利用した企業も再度利用可能になった点です。TKC全国会は、当事業を活用した中小企業の支援に力を注いでいます。

紅野 現在、中小企業を取り巻く支援制度や補助金等、良い制度が設けられています。中小企業が制度を正しく理解するには時間がかかると思われます。

木村 そうですよ。制度とえば、電子取引の電子保存やインボイス制度の対応について理解を深めていただく機会が必要と感じています。TKC会員事務所は、制度改正の理解を深めていただき黒字決算と適正申告の実現に向け、TKC経営支援セミナーを開催しています。

紅野 コロナ禍における中小企業の支援に向け、勉強会の開催や連携の再開を期待しています。

石塚 まずは、お話をいただいている6月8日の沼津支部例会に役職者・支店長を参加させていただき、情報交換から再開をお願いいたします。

畑 ありがとうございます。引き続き中小企業を共に支援してまいります。（TKC静岡SCGサービスセンター長 仲山茂和）

ポストコロナ事業推進の追い風を生かそう！

T K C 全国会中小企業支援委員会委員長 増山英和

1. 金融庁がポストコロナ事業の活用を 地銀・信金に要請

6月10日に金融庁から公表された「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」で、全国の地銀、第二地銀、信金に対し、ポストコロナ事業（ポストコロナ持続的発展計画事業）の活用を要請されました。これは栗田照久金融庁監督局長との対談（『TKC会報』令和4年6月号）で坂本会長から提案されたものであり、これにより金融機関がポストコロナ事業の有用性を認識されることとなり、各地域でポストコロナ事業の推進における強い追い風になることは間違いありません。金融庁から公表された内容は次の通りです。

「早期経営改善計画策定支援事業」の 制度見直しについて

● 政府の補助事業である「早期経営改善計画策定支援事業」について、4月1

日より制度の見直しが行われた。

- 本事業は、金融機関を含む認定支援機関が、事業者の資金繰り計画などの策定支援をする際に、その費用を補助し、事業者の早期の経営改善を促すもの。今回の制度見直しでは、コロナやウクライナ情勢・原油価格の高騰等の影響を受けた事業者については、過去に同事業を利用していても、令和4年度は2回まで利用できることになった。
- こうした政府の支援策を有効に活用し、引き続き、事業者支援に積極的に取り組んでいただきたい。

ポストコロナ事業が2回まで利用できるようになった点についても説明があり、金融機関がこの点についても理解されることは、非常に意義あることと思われまます。今後、各地域会や支部においてトップ対談、定例協議会などが開催される際には、ぜひこの点について情報提供し、地域金融機関と連携したポストコロナ事業の推進に繋がっていただきたいと思います。

2. 東京信用保証協会が 事業者負担分の補助を開始

本年3月にTKC東京5会と東京信用保証協会との覚書が締結されて以降、さらに連携が進み、ポストコロナ事業・405事業に関する事業者負担分を補助する事業が開始されました。当事業のポイントとなる点は次の通りです。

- ポストコロナ事業への補助
計画策定費用の1/3（上限10万円※
伴走支援費用は除く）
- 補助の条件
保証債務残高があり、且つ保証協会を事務局として「経営サポート会議」を開催すること

補助の条件にある、「経営サポート会議」は、「経営者、金融機関、保証協会の三者以上が集まり、経営支援の方向性や内容について意見交換を行う場」とされており、本格的な経営改善や条件変更等を伴わない場合においても活用できることとなります。ポストコロナ事業において策定した計画を共有することは、金融機関や保証協会から経営者に対する評価に繋がることに加え、さまざまな視点からアドバイスを受けられることは大きなメ

画面1

2. 「利用申請受理の通知」の報告と、それ以後の通知に関する報告

「利用申請受理の通知」の報告に加え、過去に報告いただいた案件について、「利用申請取り下げ」、「計画策定費用支払通知書」、「(初回)伴走支援費用支払通知書」の日付をご報告ください。

【ポストコロナ事業／405事業を利用申請した関与先】

■TKC財務会計システム利用の関与先

行	関与先 コード ▲▼	商号	利用申請 した事業	解説			
				「利用申請受理の 通知」の日付 ProFITでの報告日時	「利用申請取り下げ」 の日付 ProFITでの報告日時	「計画策定費用支払 通知書」の日付 ProFITでの報告日時	「伴走支援費用支払 通知書」の日付 ProFITでの報告日時
1	001	株式会社 スーパーマッキー	ポストコロナ事業	平成29年4月15日	令和3年12月15日	令和3年12月15日	令和3年12月15日
2	002	株式会社 栃木物産	405事業	平成29年4月15日	平成29年4月15日	令和3年12月15日	令和3年12月15日
3	003	株式会社 福岡建設	405事業	平成29年4月15日	平成29年4月15日	令和3年12月15日	令和3年12月15日
4	004	沖縄物産 株式会社	ポストコロナ事業	令和3年12月15日	令和3年12月15日	令和3年12月15日	令和3年12月15日
5	002	株式会社 栃木物産	ポストコロナ事業	令和3年12月15日	令和3年12月15日	令和3年12月15日	令和3年12月15日

経営改善事業（ポストコロナおよび405）の推進 New!

経営改善計画策定の必要が見込まれる関与先リスト(要所長ID)

「利用申請受理の通知」等の報告

地域会別の推進目標進捗状況確認(準備中)

ポストコロナ持続的発展計画 策定支援コーナー

TKC7000プロジェクト (405事業支援コーナー)

画面2

リットでもあると言えます。このような補助事業を最大限に生かして、ポストコロナ事業を推進するとともに、各地域にて横展開を図ってまいりたいと考えます。

3. ポストコロナ事業「利用申請受理の通知」等の報告機能等の改訂

ポストコロナ事業の制度見直しにより、同一関与先において2回までポストコロナ事業を利用可能になったこと、また、「伴走支援」の実施が補助金交付の要件になったことを受け、次の改訂が行われました。

(1) ポストコロナ事業と405事業の報告画面を統合

① 「利用申請」等の報告機能を1画面に統合し、ポストコロナ事業でも「利用申請取り下げ」「計画策定費用支払通知書」「伴走支援費用支払通知書」の日付を報告可能となりました。

② 「利用申請した事業」の選択・表示欄が追加されました。

(2) 同一関与先について複数回の「利用申請」報告機能の搭載

① ポストコロナ事業や405事業を過去に利用申請した関与先が各事業の「利用申請」を複数回報告できるようになりました。

② 過去の利用申請(報告)状況を関与先別に確認できるように、「関与先コード」で並び替えが可能となりました。

4. ProFITトップページに「経営改善事業の推進」コーナーを新設

ポストコロナ事業と405事業の推進を支援するコーナーとして、ProFITトップページに「経営改善事業(ポストコロナおよび405)の推進」コーナーが新設されました。

(1) 「利用申請受理の通知」等の報告」ボタンから、ポストコロナ事業および405事業の報告を行えます(画面1)。

(2) 報告ボタンの下にある2つのバナーから、各事業の支援ツール等を活用いただけます(画面2)。

前述した通り、金融庁からの要請や信用保証協会との連携等、ポストコロナ事業の推進においてこれまでにない強い追い風が吹いていることは明らかです。関与先企業の収益力改善を図り、金融機関ならびに保証協会等からの期待に応えられるよう、いまこそポストコロナ事業の推進に全力で取り組んでまいりましょう!

チャレジョブ

12部門の予実管理を徹底し 新規事業に果敢に挑戦

就労支援を軸に、埼玉県内で多彩な事業を展開しているチャレジョブ。7月には鴻巣市に交流拠点を開設し、新たな雇用とにぎわいを生む施設として話題を呼んでいる。成長意欲あふれる武藤五郎社長を中心に、業績報告会をベースに置いた財務マネジメント手法を聞いた。



左から森田浩史監査担当、小宮山武郎経理担当、武藤五郎社長、越川利明顧問税理士

専門性を有するスタッフ による手厚い支援体制

——事業の全体像を教えてください。
武藤 障害のある方の就労支援や生活支援、障害者雇用を検討している企業に対するコンサルティングおよび人材紹介を手がけています。埼玉

県内5カ所で就労移行支援事業所「チャレジョブセンター」を運営しているほか、生活介護事業所、障害者向けグループホームも展開しています。——チャレジョブセンターにおける就職率は、90%を超えるそうですね。武藤 当社では、三つの支援による「トリプルサポート」を掲げていま

株式会社チャレジョブ

設立 2013年4月
所在地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 4-3-4
オキナヤ北浦和ビル 1F
従業員数 103名 (2022年7月末時点)



顧問税理士 越川利明
税理士法人キャンパス
埼玉県上尾市上町1-1-15
市川ビル5F



す。一つ目は、資格取得に向けたサポートです。情報処理系、会計・金融系から医療事務系まで、多様な資格に関する情報を提供し、専門知識を持つスタッフが資格取得のための学習支援を行っています。二つ目は、キャリアカウンセラーによる将来を見据えた働き方の助言等のサポート。求人開拓スタッフがテレマーケティングや企業訪問により、タイムリーな求人情報を収集して、障害特性や能力に適した職を紹介しています。一般向けに公開されていない、オリジナルの求人も少なくありません。そして三つ目は、障害者雇用を行うことを目的とした、サテライトオフィスにおけるサポートです。各自の能力にあわせた仕事を企業に抽出してもらい、障害のある方が入力業務などに携わっています。サテライトオフィスにはスタッフが常駐しているのに加えて、オフィス内をバリアフリー化するなど、安心して働ける環境を整えています。これらの施策を通して、しっかりととした職業訓練を受けた方を企業に紹介できるところが、われわれの強みです。——埼玉県鴻巣市に新たな施設を開設されたとか。武藤 JR 鴻巣駅から徒歩10分ほ

どの場所に、交流拠点「Bista 花のまち こうのす」をオープンしました。多様な雇用と、にぎわいの創出による地域活性化を目的とした複合施設です。私自身鴻巣市生まれのため、地元に貢献したいとの思いがありました。多様な人々が働けるサテライトオフィスを備え、併設のテイクアウト専門のカフェでは、主に育児中の女性スタッフが働いています。

——施設内に植物工場も設けていると聞きました。

武藤 鴻巣市は花の町といわれています。当社では、エディブルフラワー（食用花）の栽培エリアを設け、新たな雇用創出を図っています。栽培しているのはビオラやパンジー、マリーゴールドなど。その一部は、カフェで販売しているクレープに添えて提供しています。

——チャレジヨブ創業のいきさつ



サテライトオフィスやカフェで雇用を創出



7月に開設された交流拠点「Bista 花のまち こうのす」

は？

武藤 創業前に籍を置いていた人材派遣会社が、障害のある方を対象とするサービスを手がけていて、部門責任者を務めていました。将来の事業可能性を見越して、分社化により設立されたのが当社です。

業績管理体制を構築し 新基準の優良企業に該当

——顧問税理士の越川先生と創業来のお付き合いをされているとか。

武藤 チャレジヨブ創業前に勤務していた企業でも越川先生は顧問税理士を務められており、毎月開催されていた業績報告会などで顔を合わせている機会がありました。事業内容を熟知されている先生なら、適切な経営助言を受けられるのではと考え、税務顧問をお願いしました。

越川 武藤社長の以前の勤務先である人材派遣会社でも、TKCシステ

ムを有効活用されています。そのため、チャレジヨブさまと顧問契約を結ぶ際、使い慣れておられる『FX2』の利用をおすすめしました。

——複数ある拠点をどのように管理していますか。

武藤 基本的に各拠点をひとつの部門とみなし、『FX2』に登録しています。具体的には「チャレジヨブセンター浦和事業所」、「チャレジヨブセンター鴻巣事業所」、「Bista 花のまち こうのす」など、12部門に分けています。Bistaに関しては、サテライトオフィスとカフェに分けて業績管理する予定です。

——毎月の入力仕訳数は？

小宮山経理担当 月間の仕訳数は事業拡大にともない増加傾向にあり、ざっと1000件前後です。売り上げにしろ支払いにしろ、イレギュラーに発生する取引は少数にとどまるため、定型の仕訳を「仕訳辞書」に

※1 「書面添付制度」とは

税理士が申告書作成にあたり次のような項目について、添付書面に記載します。

- ① 関与先にどのような資料、帳簿類が備え付けてあり、どの帳簿類を基に計算し、整理し、申告書を作成したか。
- ② 今期大きく増減した科目の原因及び理由。
- ③ 関与先からどのような税務に関する相談を受け、回答したか。
- ④ 税理士として関与先の申告書内容について、どのような所見を持っているのか。

書面添付をすると、調査対象となる前に、税理士に記載内容についての意見を求められることがあります。これを「意見聴取」と言います。この意見聴取で疑問点が全て解決できれば、調査省略となります。また、調査に移行したとしても、既に調査を行うテーマが分かっており短時間で終了するのが殆どであり、税理士・関与先ともに負担が軽減されます。

日本税理士会連合会「書面添付制度をご存じですか?」より引用

登録して、入力効率を高めています。森田監査担当 小宮山さんは『FX 2』の操作にくわしく、「マネジメン トレポート(MR) 設計ツール」や「電子納税」をはじめ、さまざまな機能を活用されています。

——MR設計ツールを日ごろどのように活用していますか。

小宮山 オリジナルのエクセルファイルを作成し、部門ごとの業績を把握しています。MR設計ツールによりエクセルファイルを起動して、『FX2』から最新のデータを読み込めるのは便利です。『FX2』の科目残高をエクセルファイルに入力する手間が省け、転記ミスを防げるようになりました。

場を教えてください。

武藤 月次巡回監査後に実施している業績報告会で参照しています。重点的に確認するのは、予算と実績の差異。チャレジョブセンサーやサテライトオフィスの利用者さまの人数の推移が、売り上げに如実に反映されます。予算や前年同期の実績との差額を確かめつつ、変動の要因を探ったりしています。当社の場合、現状では変動費に設定している勘定科目はありませんが、Bistaにカフェを開設したので、今後は仕入れ科目を変動費に設定して管理する必要がありますでしょう。

——コンスタントな業績確認が定着していると。

武藤 月次巡回監査で森田さんに計



「Bista 花のまち こうのす」で栽培されているエディブルフラワー

数面を入念にチェックしてもらっているおかげです。森田さんが担当になって7年ほどになりますが、監査後の面談を欠かしたことはありません。また最近、越川先生に資金の借入れに関する相談をする機会も増えていきます。決算期末には「TKCモニタリング情報サービス」を活用して、3行の取引金融機関に決算書データを送信しています。

森田 『FX2』のデータをTKCインターネット・サービスセンター(TISC)に定期的にアップロードされており、消費税課税区分など監査時に確認すべき点を、訪問前にひと通りチェックできるので、監査

時間の短縮につながっています。仕訳の入力漏れや誤りもほとんどなく、将来に向けた打ち手に関する話し合いに時間を割いています。

——書面添付を毎期実践されているそうですね。

武藤 設立後第3期以降、続けていきます。書面添付の際には、月次決算データがタイムリーに送信されたことを表す「記帳適時性証明書」も送付されていると聞いています。

越川 チャレジョブさまの記帳適時性証明書には、巡回監査と月次決算が翌月に行われたことを示す二重丸が並んでいます。月次巡回監査を行っている関与先さまは、もれなく書面添付を実践しています。令和4年版「TKC経営指標(BAST)」では、優良企業^{※2}の定義が変更されました。われわれの事務所では、優良企業に該当する関与先さまが複数ありますが、チャレジョブさまもその1社です。

——将来に向けた抱負を。

武藤 今期はテレビCMをはじめ、広告宣伝に投資してきました。その効果もあり、当社の社名は埼玉県内で浸透しつつあると感じています。次のステップとして株式市場への上場を果たし、首都圏各地に拠点を開設していきたいです。

※2…①法人税申告時に税理士法第33条の2第1項に規定する書面が添付されている②中小会計要領(中小指針)に準拠している③限界利益額が2期連続で増加している④自己資本比率が30%以上である⑤税引き前当期純利益がプラスであるという五つの条件全てを満たす企業

令和4年 書面添付シンポジウム

必見！書面添付を標準業務として 定着させるためのヒントがここにある

- 税理士法第33条の2に基づく書面添付とは
- 経営者が語る書面添付の効果や税理士への期待とは
- 金融機関が望む決算書の信頼性向上策とは

コンテンツ

I. 国税局講演

書面添付制度と意見聴取制度の現状(仮)

■ 講師：国税局ご担当者様

II. 基調講演

書面添付の標準業務化によって 税理士事務所の高付加価値経営を実現する！

■ 講師：TKC会員

III. パネルディスカッション

信頼性の高い決算書と書面添付で中小企業を支援する！

■ 講師：金融機関ご担当者様、企業経営者、TKC会員



8/8 中部会書面添付シンポジウム

参加対象 金融機関、税理士、税理士事務所職員等

参加費 無料

地域会	開催日	会場
北海道会	10月17日	ホテルモントレ札幌
東北会	10月17日	ホテルメトロポリタン仙台
関東信越会	10月18日	ホテルブリランテ武蔵野
首都圏7地域会 東・東京会 東京都心会 東京中央会 城北東京会 西東京山梨会 千葉会 神奈川会	10月 4日	明治記念館
西東京山梨会	11月 7日	パレスホテル立川

地域会	開催日	会場
静岡会	10月18日	ホテルグランヒルズ静岡
北陸会	10月26日	ホテル金沢
近畿大阪会	10月25日	新大阪江坂東急REIホテル
南近畿会	10月18日	ホテルロイヤルクラシック大阪
近畿京滋会	10月17日	ホテルグランヴィア京都
近畿兵庫会	11月 7日	ホテルクラウンパレス神戸
中国会	11月10日	ANAクラウンプラザホテル広島
九州会(福岡)	10月 5日	アクロス福岡
九州会(沖縄)	10月 7日	ロワジュールホテル那覇

※詳細はTKC地域会までお問合せください。

※新型コロナウイルス感染防止のため、サテライト会場の設置やWeb配信する場合があります。

■ 企画：TKC全国会書面添付推進委員会 ■ 協力：TKC全国会中小企業支援委員会／TKC全国会巡回監査・事務所経営委員会／TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会
■ 主催：TKC地域会

切

迫したり、何かに熱中する
と個別の問題にかかりきり
になってしまふ。「金融庁から言わ
れたことしかしかない銀行」を量産
してきた金融行政も同様である。

1999年から2019年12月
まで20年間続いた金融検査マニ
ュアルは、銀行に個別の貸出債権の
資産査定を要求した。預貸業務以
外の資金運用、時代の変化に応じ
た収益確保のための資産ポートフ
オリオの組み換え、システム、働
き方、女性活躍や人材育成といっ
た人的資本などは見過ごされてき
た。検査マニュアルは、不良債権
処理のためだけに導入されたから
だ。金融システムの安定が揺らぐ
危機的な状況を抜けたすためには、
不良債権問題に対して、集中的に
取り組まねばならなかった。

ただし、緊急時対応は期間を区
切って行うものである。低金利、
利用者の価値観、テクノロジーの
進化などは20年前とは比較になら
ない。今や情報の収集、消費判断
決済、送金、資産管理などをスマ
ホで完結できる時代だ。「不良債権
を出さないだけの銀行」など、ど
の企業、利用者も望んでいない。

15年に登場した金融庁の森信親
長官がこれを打破した。検査マニ
ュアルを凍結し、事実上廃止の方



「言われなくてもやる銀行」を 育てるには

地域金融の 未来

共同通信社編集委員
橋本卓典

針を決定した森氏は16年4月の講
演で、自作の「^{まだら}曼荼羅図」を紹介。
収益・リスクテイク・自己資本の
バランスを重視する全体最適の金
融行政へ転換すべきと提唱した。
適切なリスクを取らなければ収
益は見込めない。収益が確保でき
るからこそ、自己資本を厚くする
ことができる。適切なリスク管理
を怠れば、自己資本は目減りして
しまう。これが森氏の強調した「曼
荼羅バランス」だ。森氏以前の金
融行政は、リスクをゼロにし、自
己資本をひたすら厚くするだけの
個別最適化を銀行に求めてきた。
これは債権者である預金者を保護
するための「^ま債権員ガバナンス」で
ある。銀行取引でも、銀行や社債
権者は、元本返済・社債償還のた
めに企業の過度なリスクテイクを
けん制する。他方、株式会社の場合、
株主はリスクを取って収益を
上げるか、成長を目指さないの
であれば株主還元を求める。これが
「株主ガバナンス」だ。経営者は、
相反するガバナンスにもまれなが
ら、適切なリスク管理と
収益確保を目指す。

今、「物言う株主」と
呼ばれる投資ファンドが
地方銀行の株式取得を進
めている。英投資ファン



はしもと・たくのり
1975年東京都生まれ。慶應義
塾大学法学部政治学科卒業。経
済学部共同通信社入社。大手の
記者として流通、証券、大問
銀行、金融庁を2年間担当。2015年
から2度目の金融庁長官を
担当。2020年からの編集委員。著書に「
捨てられる銀行」、「捨てられ
る銀行4消えた銀行員」(講談社現
代金融変革運動体) (講談社現代
新書)など。

ドの「シルチエスター・インター
ナショナル・インベスターズ」、投
資家の村上世彰氏がかかわる投資
会社シティインデックスイレブン
スだ。円安で外資にとって地銀株
の割安感が強まったことに加え、
SBIホールディングスが地銀へ
相次いで出資し、新生銀行も買収
し、銀行への出資規制が事実上、
緩和したことが背景にある。個別
最適化の罠に陥らないためにも、
多面的なガバナンスが望ましい。
銀行に問われるのは、総合的な
経営力だ。収益・リスクテイク・
自己資本のバランスを確保しなが
ら、企業支援、人的資本投資、組
織・業務改革などにも目配りする
必要がある。かつて不良債権の温
床となった裁量行政に戻ることな
く、「何さえやれば金融庁は許して
くれますか」という個別最適化の
行政と決別し、「言われなくてもち
やんとやる銀行」を育成できるの
か。全体最適化の行政を目指す金
融庁の経営力も問われている。◎

「TKCモニタリング情報サービス」 経営者向けチラシのご紹介

金融機関の皆さまから、取引先の経営者に対して当サービスをお勧めするためのチラシと利用申込書をご用意しています。当サービスの普及において、金融機関から取引先に対して当サービスをお勧めすることは非常に有効です。

チラシの利用をぜひご検討ください。

〈金融機関用経営者向けチラシ〉

TKCシステムご利用法人様および個人事業者様へのお願い

当行への 決算書・月次試算表の提供は デジタルで

デジタル化のメリット

- ✓ 決算書・月次試算表のコピーなどを準備する必要がなくなります
- ✓ 事前に提供いただくことで、ご面談により深い対話が可能となります
- ✓ 信頼性の高い決算書をいただけるため、貴社からのご相談にスムーズに対応できます

■ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
実質無利子・無担保融資 ご利用事業者様へ
継続的な金融支援のために、月次試算表の定期的な提供をお願いします。
紙などで用意いただく手間のない、デジタルでの提供をお勧めします。

貴社の決算書にTKCマークが付されていれば
デジタルで提供できます。

個人事業者の場合、TKCシステムで作成される決算書はTKCマークは付されていません。
デジタルで提供可能な会計事務所にご確認ください。
▶ご利用にあたっては、別紙「利用申込書」にご記入のうえ会計事務所にご確認ください。

〇〇銀行

〈会計事務所への利用申込書〉

「TKCモニタリング情報サービス」
会計事務所への利用申込書（法人用）

会計事務所名 _____ 令和 ____年 ____月 ____日

_____ (商号) _____
_____ (代表者) _____

1. 会社情報

法人番号	
住所	
メールアドレス ※	

※メールアドレスをご登録いただくと、金融機関へのデータ提供時等にご案内します。

2. 口座情報（複数の口座を保有している場合、借入金を返済している口座をご記入ください）

金融機関名	
支店名	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	

3. 決算書等提供サービス

(1) 利用区分： 利用する 利用しない

(2) 提供帳表

①基本帳表（必ず提供する帳表）
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、個別注記表付表
法人税申告書、別表
勘定科目内訳明細書
法人事業概況説明書または会社事業概況書
受信通知

②オプション帳表（チェックを付けた帳表のみ提供します。詳細は会計事務所にご相談ください。）
 キャッシュ・フロー計算書
 中小会計要領チェックリスト
 配当適時性証明書
 税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面（法人税）
 中期経営計画書、次期予算書
 ローカルベンチマーク（財務情報） ローカルベンチマーク（非財務情報）
 減価償却内訳明細書

4. 月次試算表提供サービス

(1) 利用区分： 利用する 利用しない

(2) 提供頻度： 毎月 四半期ごと 半期ごと

(3) 提供帳表

①基本帳表（必ず提供する帳表）
月次決算報告シート、月次試算表

②オプション帳表（チェックを付けた帳表のみ提供します。詳細は会計事務所にご相談ください。）
 資金繰り実績表
 損益予算管理月報

以上

© TKC2021.12

新規に利用する場合は、金融機関名やチラシに記載された文章を修正しますので、最寄りのSCGサービスセンター担当者までお問合せください。

最寄りのSCGサービスセンターがご不明の場合は、下記へご連絡ください。

●お問い合わせ先

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和4年8月31日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス	
政府系金融機関					
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	47,100	3,745	
2 商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	7,516	1,956	
都市銀行					
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	4,995	889	
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,449	533	
3 みずほ銀行	東京都	令和元年 9月	2,999	402	
4 りそな銀行	大阪府	平成29年10月	2,888	353	
5 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	2,084	341	
地方銀行・第二地方銀行(上位50行)					
1 静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	4,229	1,096	
2 北洋銀行	北海道	平成29年 1月	3,218	300	
3 八十二銀行	長野県	平成30年 5月	3,181	516	
4 足利銀行	栃木県	平成28年10月	3,001	540	
5 中国銀行	岡山県	平成28年12月	2,905	441	
6 群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	2,773	400	
7 北陸銀行	富山県	平成29年 4月	2,699	300	
8 千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	2,659	423	
9 広島銀行	広島県	平成28年11月	2,461	324	
10 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,286	385	
11 京都銀行	京都府	平成30年 7月	2,281	318	
12 第四北越銀行	新潟県	平成29年 7月	2,203	409	
13 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,157	363	
14 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	2,103	252	
15 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	1,971	292	
16 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	1,965	290	
17 北國銀行	石川県	平成28年11月	1,883	281	
18 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	1,851	299	
19 福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	1,842	274	
20 名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	1,779	213	
21 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,759	156	
22 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,733	236	
23 七十七銀行	宮城県	令和元年 6月	1,681	397	
24 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,637	246	
25 東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,616	217	
26 百五銀行	三重県	平成28年10月	1,607	243	
27 きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1,580	187	
28 北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,521	148	
29 千葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,507	241	
30 関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,424	135	
31 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,368	223	
32 滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,367	212	
33 清水銀行	静岡県	平成29年 4月	1,349	484	
34 池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	1,343	163	
35 愛知銀行	愛知県	平成31年 3月	1,339	214	
36 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,309	173	
37 三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,294	217	
38 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,235	87	
39 琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,214	128	
40 山口銀行	山口県	平成28年11月	1,204	203	
41 秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	1,195	117	
42 筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	1,174	168	
43 十八親和銀行	長崎県	平成29年 5月	1,141	116	
44 百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,135	144	
45 東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,115	178	
46 宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,114	126	
47 岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	1,113	155	
48 もみじ銀行	広島県	平成28年11月	1,091	114	
49 大光銀行	新潟県	平成29年 6月	1,034	200	
50 山梨中央銀行	山梨県	平成29年 2月	1,031	197	
上記以外の地銀・第二地銀			計	30,886	5,052

※個人事業者の申込も件数に含まれます。

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス	
信用金庫(上位30庫)					
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年 1月	2,387	610	
2 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	1,947	301	
3 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	1,830	394	
4 埼玉信用金庫	埼玉県	平成30年12月	1,759	259	
5 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年 6月	1,437	526	
6 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	1,353	215	
7 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	1,282	212	
8 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	1,219	106	
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	1,197	130	
10 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	1,175	162	
11 広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	1,158	89	
12 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	1,134	410	
13 巣鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	1,098	180	
14 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	1,091	97	
15 尼崎信用金庫	兵庫県	令和 2年 2月	1,029	106	
16 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	1,029	63	
17 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	998	119	
18 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	990	159	
19 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	981	87	
20 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	955	59	
21 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	927	192	
22 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	885	158	
23 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	847	74	
24 大阪信用金庫	大阪府	令和元年12月	847	57	
25 帯広信用金庫	北海道	平成29年 1月	843	56	
26 碧海信用金庫	愛知県	平成30年 7月	825	140	
27 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	767	140	
28 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	758	97	
29 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年 1月	736	89	
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	724	90	
上記以外の信用金庫			計	45,463	7,837

信用組合(上位5組合)					
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	854	280	
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	668	74	
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	397	27	
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	349	57	
5 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	336	58	
上記以外の信用組合			計	6,506	1,182

信用保証協会(上位5協会)					
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年 6月	2,991	173	
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	2,221	321	
3 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	2,017	730	
4 東京信用保証協会	東京都	令和 4年 4月	1,386	270	
5 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,381	135	
上記以外の信用保証協会			計	13,466	2,727

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	80,684	8,989
2 地銀・第二地銀	99	98	120,563	18,593
3 信用金庫	254	247	79,671	13,214
4 信用組合	130	73	9,110	1,678
5 信用保証協会	51	38	23,462	4,356
6 その他	-	12	331	94
合計	544	478	313,821	46,924

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(478機関)

令和4年8月31日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北海銀行
北海道信用金庫
北海道信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
中央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
北海道信用保証協会
十勝清水町農業協同組合

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森県信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手県信用保証協会

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
杜の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
山形中央信用組合
山形第一信用組合

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行

会津信用金庫
郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
群馬馬信用金庫
しのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫
埼玉県信用保証協会

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合
東日本信用漁業協同組合連合会

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巣鴨信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫

文化産業信用組合
東京厚生信用組合
東信用組合
江東信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勤業信用組合
PayPay銀行
東京信用保証協会

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
興業信用組合
いはばたき信用組合
協栄信用組合
三條信用組合
巻信用組合
新潟大栄信用組合
塩沢信用組合
糸魚川信用組合
十日町農業協同組合
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
いしかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫

松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用保証協会
長野県信用農業協同組合連合会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静清信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
ハイナン農業協同組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋信用保証協会

■ 三重県

三十三銀行
百五銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県信用保証協会

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都都都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行

大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永信信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫
のぞみ信用組合

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但馬信用組合
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
古備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫
徳島県信用保証協会

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行

高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川之江信用金庫
うま農業協同組合
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫
遠賀信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
奄美大島信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会

『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.53

発行日 令和4年9月29日

発行所 株式会社TKC SCG営業本部
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 酒井・関口・井上・東城